

2025 年度開始 多子世帯の大学等の授業料等無償化について

(個別のお問い合わせはお控えください)

2025 年度から開始予定の多子世帯の大学等の授業料等無償化については、申請方法の詳細等が発表されるのが 2025 年 3 月以降の予定となっております。従いまして、学生（入学予定者含む）のみなさんに詳細情報をご案内出来るのは 2025 年 4 月頃となる見込みです。

***現在のところ個別にお問合せいただいてもご案内できる情報がありませんので、学校への個別の問い合わせはお控えくださいますようお願いいたします。**

【現時点で予定されている内容】（文部科学省からの通達よりピックアップ）

- 授業料減額支援には上限額が定められています。独立行政法人立の専門学校は国公立基準の専門学校となり、年間の授業料減額支援は最大 17 万円（入学金は最大 7 万円）となるため、完全に授業料が無償化される制度ではありませんのでご注意ください。

(参考資料) [大学等リーフレット](#)

- 授業料減免を受けるには、定められた期間内に日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）へ給付奨学金（給付奨学金と授業料減免とセットになっている国による修学支援新制度）の申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。多子世帯であっても自動的に減免される制度ではありませんので、ご注意ください。

【在校生および 2025 年度入学予定者のうち、JASSO 給付奨学金の申請をしていない方は、在学採用で JASSO 給付奨学金に申込み必要があります】

なお、支援継続のためには、学業成績の要件を満たす必要があります。詳細は[こちら（令和 7 年度以降の「高等教育の修学支援新制度」の学業要件について）](#)を参照ください。

また、多子世帯の要件に引き続き該当するか否かについても、年度ごとに確認が実施されます。

- 多子世帯の要件に当てはまるか否かは、JASSO がマイナンバーを通じて判定を行いますので、申請後、判定結果を待ってください。
- 2025 年度入学予定者の予約採用候補者決定通知において、多子世帯の要件に該当することが確認できた者は、同通知書にその旨が明記されております。多子世帯としての支援を受けられる可能性があるため、詳細は同通知書裏面に記載の「(給付または貸与) 奨学生採用候補者のしおり」の該当ページを参照してください。
- 多子世帯の確認には、マイナンバーを通じて扶養状況の確認を JASSO で行いますが、原則として申請時点で確定している前年以前の年末（12 月 31 日）時点の住民税の課税情報によります。

(在学採用) 申込の時期	判定に用いる住民税の課税情報
2025 年春：4 月上中旬	2023 年 12 月 31 日時点
2025 年秋：10 月上中旬	2024 年 12 月 31 日時点

- アルバイトの収入が多く扶養から外れている場合等、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。要件に当てはまるか確認したい場合は、申請を行い結果を待ってください。
- 現在、国による修学支援新制度の支援を受けている在校生（給付奨学生）に関しては、2025年1月以降を目途にJASSOにおいて多子世帯支援を利用可能かを確認する予定となっております。学校を通じて本件に関する案内等が行われる場合もあります。掲示板および登下校管理システム画面を毎日確認し、重要なお知らせを見逃さないようにしてください。

ご参考：現在、文部科学省が公開している情報

- [奨学金事業の充実](#)
「(令和7年度～) こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化について」
- [令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)

※今後FAQを更新していくと聞いております。公開されている内容に関する情報について、学校にお問合せいただいても追加でご案内できることはございませんのでご了承願います。

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！
別添3

開始時期	令和 7 年度～(入学生・在学生) <small>※令和16年度以降から在学している方も対象となります。</small>	申込手続	令和7年度 入学後 各各学校で
支援対象	子ども 3 人以上の世帯	所得制限	所得制限 なし
減額支援	授業料 70 万・入学金 26 万 <small>(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援) ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。減額支援ではなく、各学校の授業料等が減額されます。</small>	学業要件	学修意欲 があれば採用

チェック ✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象

- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、**第1子**から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は

チェック ✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象

- 一定の**要件**を満たした**学校**(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が**対象**となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合

	第1子が大学進学	第2子が大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 支援対象外
高校生以下	 			

 は扶養されている者

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に
※現行制度における世帯年齢に応じた
支援は受けられる可能性があります。